

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る独立行政法人航海訓練所の物品等  
又は特定役務の調達手続に関する規程

平成13年4月1日  
訓練所規程第35号

改正 平成14年11月30日訓練所規程第7号

(趣旨)

**第1条** この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)その他の国際約束を実施するため、独立行政法人航海訓練所(以下「航海訓練所」という。)の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 協定の附属書 日本国の付表4に掲げるサービスに係る役務をいう。
- (3) 建設工事 協定の附属書 日本国の付表4に掲げる建設工事をいう。
- (4) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。)をいう。
- (5) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

**第3条** この規程は、航海訓練所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術

的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額  
(4) 特定役務のうち上記以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(一般競争の公告)

**第4条** 理事長は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前)に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

2 理事長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告をする事項)

**第5条** 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 競争に参加する者に必要な資格(以下「競争参加資格」という。)に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 競争執行の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

(7) 第9条に規定する文書の交付に関する事項

(8) 落札者の決定の方法

2 理事長は、前項の公告において、当該公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 理事長は、第1項の規定による公告において、理事長の氏名及び契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 理事長の氏名

(指名競争の公示等)

**第6条** 理事長は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第4条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされ

ている事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件（以下「指名されるために必要な要件」という。）についても、するものとする。

- 3 理事長は、競争参加資格を有する者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において通知するものとする。

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

**第7条** 理事長は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者があったときは、速やかに、その者が競争参加資格を有するかどうかについて確認しなければならない。

- 2 理事長は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による確認の結果、競争参加資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第3項に規定する事項を通知しなければならない。

- 3 理事長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に参加する者から入札書が第1項の規定による確認の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時にあって、一般競争の場合にあっては競争参加資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

（郵便による入札）

**第8条** 理事長は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

**第9条** 理事長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- （1）第5条第1項及び第2項又は第6条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（第5条第1項第7号に掲げる事項を除く。）

（2）調達をする物品等及び特定役務の仕様その他の明細

（3）開札に立ち会う者に関する事項

（4）理事長の氏名及び航海訓練所の所在地

（5）契約の手續において使用する言語

（6）その他必要な事項

（随意契約によることができる場合）

**第10条** 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- （1）一般競争若しくは指名競争に応ずる入札がない場合又は行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

- ( 2 ) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- ( 3 ) 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- ( 4 ) 航海訓練所の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合
- ( 5 ) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- ( 6 ) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第5条の公告又は第6条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- ( 7 ) 緊急の必要により競争に付することができない場合
- ( 8 ) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。  
（落札者の決定に関する通知等）

**第11条** 理事長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 理事長は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示をしなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 理事長の氏名及び航海訓練所の所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第5条の規定による公告又は第6条の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合にはその理由
- (9) その他必要な事項  
(随意契約に関する記録)

**第12条** 理事長は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。  
(苦情の処理)

**第13条** 理事長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成14年11月30日訓練所規程第7号)

この規程は、平成14年11月30日から施行する。